

《史料紹介》

明治十二年「水産調」にみる東京湾房総沿岸の貝類採取

筑 紫 敏 夫

はじめに

本稿は、明治十二年（一八七九）の房総の東京湾沿岸の貝漁に関する史料を紹介することを目的としている。今年度から文部科学省科学研究費による共同研究「東京湾における『貝剥き文化』の総合的研究」（課題番号17520568・研究代表者：黒住耐二・千葉県立中央博物館上席研究員）の一員として、調査研究を行っている。この調査の過程で、明治十二年の房総の漁業の全容を俯瞰できる史料に巡り会うことができた。本来ならば、貝漁だけでなく、漁業全体を紹介したいところだが、膨大な量のため紙数の関係もあり、そして共同研究の目的に限定したため、房総の東京湾沿岸の貝漁に限って紹介したいと思う。地域としては、湾奥部沿岸に始まり、南下して、安房国安房郡の海付村までとした。

(1) 「水産調」について

「水産調」は、千葉県鴨川市の平野仁右衛門家に伝来する史料であ

明治十二年「水産調」にみる東京湾房総沿岸の貝類採取（筑紫）

る（伝来の事情は不詳）。千葉県史料研究財団の史料の悉皆調査で、十六点の「水産調」の簿冊が確認された。すでに同財団編集の『千葉県の歴史 資料編 近現代4（産業・経済1）』（七四四～七五五頁。一九九七年、千葉県発行）で紹介されているが、ごく一部にすぎない。また、同財団編集『千葉県地域史料現状記録調査報告書 第4集 鴨川市平野仁右衛門家文書』（一九九八年、千葉県発行）に「水産調」の概略が紹介されている（高林直樹氏執筆）。

現存する「水産調」に掲載された村名は、表に示した。一村、または数か村の連合村の戸長（または筆生など）が、郡長に宛てて自村の漁業について書き上げたもので、利根川・印旛沼・手賀沼などの内水面漁業についても記されている。漁業を行っていたと思われる村で、「水産調」が残されていない村も若干あり、提出されなかったのか、または散逸した可能性もある。提出の日付けは、明治十二年の八月十二日が最初で、最も遅い村は十二月四日付けである。はじめに雛型が郡役所から下付されたものと見られ、郡によっては形式や題名などがかなり異なるものがあるが、同一の郡長の管下では、ほぼ統一されている。

内容は、漁業の沿革・現況を記した部分と、漁法・漁具について記した部分、及び漁具の略図の三つに区分できる。また、漁具の図を付していない村も見られる。本稿では、簿冊の表紙に比較的多く記載されている「水産調」という表題で便宜上、総称することにしたい。簿

表 明治12年「水産調」に掲載された村々

郡名	村名
東葛飾郡	船橋五日市(80)、高谷村・田尻村・原木村・二俣村(80)、大室村・正連寺村・小青田村(現、柏市)* (80)、船戸村・山高野村*(80)、真間村・国分村*(80)、木野崎村*(80)、花野井村*(80)、
南相馬郡	新木村・日秀村・古戸村*(94)、岡発戸村・都部村・高野山村・高野山新田・岡発戸新田・都部新田*(94)、泉村*(94)、大井村・箕輪村*(94)、鷲野谷村・岩井村・柴井入新田*(94)、布施村*(94)、手賀村・布瀬村・片山村*(94)、
下 印旛郡	竹袋村*(94)、船尾村*(94)、北布鎌村外拾七ヶ村新田*(94)、飯野村外五ヶ町村*(94)、吉高村・瀬戸村・萩原村・松虫村*(94)、小竹村・先崎村・保品村*(94)、大佐倉村・飯田村・岩名村*(94)、岩戸村・師戸村・鎌苅村*(94)、柏木村・上岩橋村・中川村*(94)、発作村・亀成村*(94)、浦辺村*(94)、
千葉郡	千葉郡寒川村(80)、検見川村(80)、
下 総 生郡	酒直村*(94)、安食村・須賀村*(94)、大竹村*(94)、矢口村*(94)、田川村*(94)、平賀村・山田村*(94)、長沼村*(94)、
香 取 郡	扇嶋村*(94)、金江津村*(94)、東笹本村外二ヶ村*(94)、石納村・飯島村・野間谷原村*(94)、平川村・十三間戸村・清久島村*(94)、橋向村・手賀組新田・佐原組新田・曲淵村・押砂村*(94)、津宮村*(94)、八筋川村・ト杭村*(94)、大倉村*(94)、小浮村・松崎村・野馬込村*(94)、加藤洲村外二ヶ村*(94)、東今泉村・石出村*(94)、今村・大貫村*(94)、須賀山村*(94)、上須田村・上之島村*(94)、結佐村外二ヶ村*(94)、高岡村*(94)、長島村・中洲村*(94)、佐原村*(94)、三島村・大島村・境島村*(94)、
匝瑺郡	尾垂村・惣領村(186)、柏田村・堀川村(186)、川邊村・新堀村(186)、野手村(186)、
海 上 郡	飯岡村(122)、横根村(122)、三川村(122)、野中村(122)、西足洗村(122)、足川村(122)、十日市場村(122)、中谷里村・仁玉村(122)、神宮寺村(122)、新生村(130)、下永井村(129)(130)、余山村・四日市場村・赤塚村・三宅村*(186)、芦崎村*(186)、
天羽郡	小久保村・岩瀬村(80)、亀田村(80)、八幡村(80)、笹毛村(80)、湊村(80)、竹ヶ岡村(80)、萩生村(80)、金谷村(80)、
上 周 准 郡	畑沢村・小浜村(80)、人見村・大和田村・坂田村(80)、大堀村・青木村(80)、富津村(80)、川名村・篠部村・西川村・新井村(80)、
望 陀 郡	桜井村・貝潤村(80)、木更津村・吾妻村(80)、久津間村・江川村・中里村(80)、瓜倉村・畔戸村(80)、中島村・牛込村(80)、奈良輪村(80)、蔵波村(80)、久保田村・代宿村(80)、
市 原 郡	姉崎村・椎津村(80)、岩崎新田・松ヶ島村・出津村・玉前新田(80)、
夷 隅 郡	(虫損甚大で開けないため、村名・村数不詳)(186)
安 房 郡	坂田村・波左間村・見物村(96)、香村・笠名村・大賀村・塩見村・濱田村(105)(121)、八幡村・湊村(121)、北条村(121)、館山町・沼村・柏崎浦・宮城村(121)、洲崎村・川名村・伊戸村(126)、
平 郡	元名村・本郷村(178)、吉浜村・大六村(178)、下佐久間村・竜島村(178)、加知山村・岩井袋村(178)、久枝村・市部村・不入斗村・小浦村(178)、南無谷村・豊岡村(178)、多田良村・原岡村(178)、船形村・川名村(178)、正木村(178)、
朝 夷 郡	白子村・川合村・峯村(89)、海発村・松田村(89)、御原村(89)、真浦村・白渚村(89)、和田村・仁我浦村(89)、真門村・柴村・花園村(89)、吉浦村・太夫崎村(89)、白浜村より真門村まで(89)、瀬戸村・牧田村(121)(177)、白浜村・乙浜村(177)、白間津村・大川村・千田村・平磯村・川口村・忽戸村・平館村(177)、南朝夷村・北朝夷村(177)、
長 狭 郡	天面村(70)、貝渚村・磯村(76)、前原町(76)、浜荻村(76)、天津村(76)、内浦村・小湊村(76)、浜波太村・岡波太村(70)(123)、

(註) ・「水産調」は、1か村、または数か村の連合村の戸長が、郡長にあてて書き上げている。数か村の連合のなかでも、漁業に従事していない村は記載されていない。
 ・*は、内水面漁業の村を示す。
 ・()内は、典拠史料の史料番号を示す。例えば、(80)はD-80、(94)は、D-94、(186)はD-186。
 ・アンダーラインの村は、印旛郡に属すが、南相馬郡の村と連合村となっている。

冊の表紙に「農商課」という記載が散見されることから、郡長に提出された「水産調」を、そのまま当時の千葉県庁農商課で合冊したものであると思われる。各村の戸長の実印が押されていることから写しではなく原本であることもわかる。

千葉県は、明治九年（一八七六）に漁業規則を布達し、また明治十二年に漁業税の納税を指示し、同十四年には漁業税の改訂を行った（『千葉県史料 近代篇 明治初期七』、『千葉県議会史 第一巻』）。このような漁業税を賦課するために漁業の現況を把握することを目的として「水産調」の提出を命じたものと考えられる。以上のように、「水産調」は、戸長らが自村の漁業について書き上げた第一次史料であり、一部に欠落も見受けられるが、明治前期における房総漁業の全容を伝える格好の史料と言うことができる。

史料の表記については、前掲『千葉県の歴史 資料編 近現代4（産業・経済1）』の凡例に依拠した。特に、筆者（筑紫）の註記は「〔 〕」で示し、（ ）は原文の記載通りで、〔 〕のないルビも原文の通りである。また、各史料の末尾の「D-80」などの記号は、千葉県史料研究財団が付した史料番号である。

② 史料の紹介

- ① 下総国東葛飾郡 高谷村・田尻村・原木村・二俣村〔現、川市〕

明治十二年「水産調」にみる東京湾房総沿岸の貝類採取（筑紫）

〔前略〕

一、鱈魚漁

右漁場ハ高谷村外海岸附連村之海面、其他船橋九日市ト入会ノ場所ニテ捕漁ス

〔中略〕

一、貝類

右漁場云々前同断、採法ハ海面干潟ニテ手堀ス、尤僅少ナリ、季節ハ三月ヨリ五月迄ノ内採貝ス、数量不詳、凡金五拾円位ナリ、距離ハ居村ヨリ壱里内ナリ、漁業沿革ノ見込無之

〔後略〕

〔D-80〕

- ② 下総国東葛飾郡 船橋五日市〔現、船橋市〕

〔前略〕

採漁

一、貝類 毎年四、五両月中、三日ツ、田地へ供スル菌トシテ、キヤコト称ス貝、腰タブト称号候器械ヲ以卷キ採リ候、其他漁法等更ニ無之候

一、藻類 毎年八月中、畑へ供スル菌トシテ採藻候、尤モ採法及ヒ器械等曾テ無之候

漁場

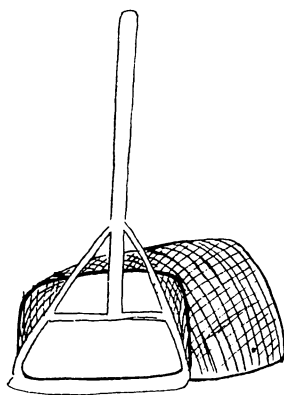
一、当地地先沖合船橋浦字三番瀬、居村ヨリ凡三十丁余距離

〔後略〕

〔図1〕

〔D-80〕

キシヤコ巻
腰タフ図



③ 下総国千葉郡 検見川村〔現、千葉市〕

〔前略〕

採漁

一、温魚〔いわし〕・蝦〔えび〕・蟹〔かに〕・蝦蛄〔えびこ〕

右手操網漁

一、赤貝〔あか貝〕・鰈〔かれし〕・鰻〔うなぎ〕

右貝桁漁

漁場

一、本郷ヨリ西南二向ヒ出帆シ、海岸ヲ距ル巷里乃至式、三里ナリ、

日々風追ニ随ヒ東走西走シテ採漁スル、海岸ヲ距ル概ね式、三里

ニ遇ズ

漁法

一、季候ノ寒暖ニヨリ異動アルモ概スルニ毎年七月ヨリ九月マテハ手操網〔操網〕ヲ以テ漁ス、十月ヨリ翌年六月ニ至ル貝桁ヲ以テ漁業ス

漁船

一、舳〔とむ〕ヨリ艫〔とむ〕マテ長サ凡五間三尺位ニテ、幅八尺五寸、深さサ三尺位ナリ、船ハ風帆ナルニヨリ帆備フル、三下リニテ大帆ハ丈ケ三丈式尺ニテ八反綴リ、舳帆ハ丈ケ壹丈式尺ニテ四反綴リ、艫帆ハ丈ケ壹丈五尺ニテ五反綴リナリ

漁具

一、手操網ハ全形（ジヨウク）ノ如ク口元廻リ式丈四尺、幅七尺ナリ、水底ニ沈ムニ鉛数箇ヲ以テ重リトシ、水上之浮ムニ桐ノ木ヲ以テ浮木〔うき〕トナシ、網ノ左右ニ引網ヲ附ケ、船ノ舳ニ長三、四間ノ丸太ヲ差出シ、壹方ノ網ヲ附ケ、壹方ハ艫梁ニ附ク、引網ハ凡五寸廻リニテ百尋余ノ網ナリ、網ノ尻尾ニ附着スル長サ壹丈式尺余ナリ、亦尻尾ニ式箇ノ袋網アリ、長三尺余ナリ、之ヲ股〔むしひき〕引ト云フ、網ノ目ハ各五分四方ナリ、船ノ走ルニ随ヒ採漁ス

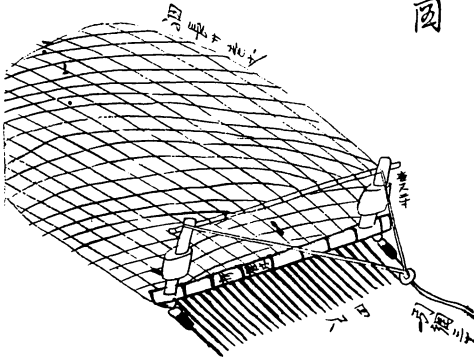
一、貝桁ハ其形子櫛ノ如ク、長サ四尺ニテ、式寸角ノ檜木ヲ以テ桁トシ、鉄ヲ以テ鋒〔はらばし〕ヲ製シ、丸ミ壹寸五分位ニテ鋒先次第〔はらばし〕ニ尖リ、長

壳尺五寸ノ鋒ナリ、惣数廿壳本ナリ、桁ノ両脇ニハ板子ト云フモノアリ、長サ壳尺式寸ニテ並立ス、上口ハ竹ヲ以テ留、亦左右ノ鋒元ニ杉木ヲ以テ鼓ノ如キモノヲ台トシ、伊豆石ヲ以テ椎実ノ如キモノヲ置キ、麻繩ニテ結付ケ、石ノ量目ハ式貫目位ニテ両脇ノ鋒先ニ附ス、網ハ長サ壳丈位ニテ、廻リ八尺位ノ袋網ニテ、船ノ走ルニ随ヒ鋒先ニテ地中ヲ堀リ採魚スル器ニテ、之ヲ貝桁ト云フ、船壳艘二三、四挺ヲ引ク

〔後略〕

〔図2〕

貝桁圖



〔D-80〕

④ 下総国千葉郡 寒川村〔現、千葉市〕

〔前略〕

一、貝類 貝巻器用

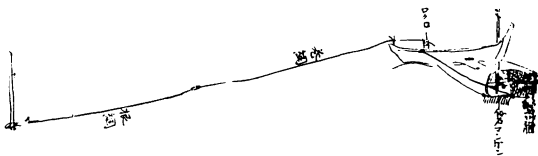
〔中略〕

一、地引網并ニ貝類巻稼場、当郡稻毛邨境ヨリ同郡今井邨境マテ汐干潟洲先ヨリ、地引網凡四百間余、貝巻凡式百間余沖合マテ稼場仕来リニテ、地引網ハ四月頃ヨリ九月頃マテ、貝類巻ハ十月下旬ヨリ翌年三月頃マテ

〔後略〕

〔図3〕

貝巻略圖



〔D-80〕

- ⑤ 上総国市原郡 岩崎新田・松ヶ島村・出津村・玉前新田〔現、市原市〕

〔前略〕

- 一、蛤（ほそり）・蜆（あさり）・バカ貝類 但、漁法、小サキ鋏携帶掘立、採取来候

此季節三、四、五月頃、其他臨時採取稼アリ

〔後略〕

〔D-80〕

- ⑥ 上総国市原郡 姉崎村・椎津村〔現、市原市〕

〔前略〕

第六項

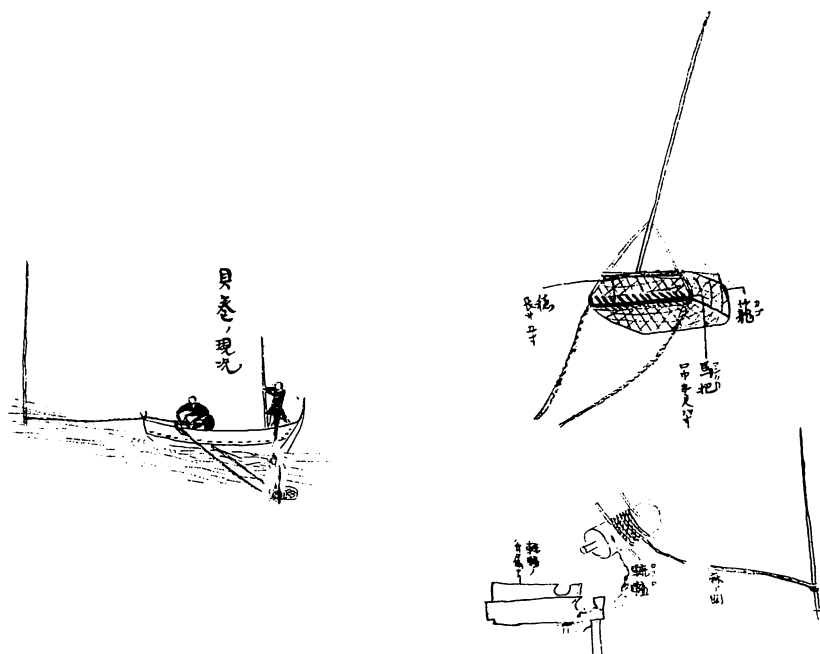
- 一、貝類採り季節不定、貝巻ト称ス器械、鍔馬把（マシク）ト云、巾巻尺八寸ニシテ穂（ホ）アリ、其数二十本、長サ五寸ナリ、又籠（カゴ）ヲ付シアリ、舟ヲ以テ巻クナリ、舟ハ五尺巾未満ノ小漁舟ニシテ式人掛リ、又舟ニ巻ク器械アリ、轆轤（ロク）ト云、採場ノ距離、海岸ヨリ凡十七、八町ナリ、採場ノ現況、器械ノ形チ等、別紙畧図ヲ添フ

〔後略〕

〔D-80〕

〔図4〕

第六項圖



⑦ 上総国望陀郡 久保田村・代宿村〔現、袖ヶ浦市〕

〔前略〕

- 一、 蜷 採 潮干ニ於テ蜷搔ト称シ、鉄ノ少サキ手耙ヲ以テ採貝ス、季節 初冬ヨリ

晩春ニ至ル

- 一、 バカ貝採 干潮ノ際、バカ貝採ト称シ、沓人歩行ニテ、左ノ器具ヲ後去リシテ使用シ採貝ス、之ヲ貝類捲ト称ス

- 一、 同 漁具 鉄製（目方沓貫式百目）胴ノ長式尺五寸ナルニ櫛齒（齒先五寸）アリ、其數甘本、柄アリ、又蜘蛛手ヲ付シ、蜘蛛手ノ先ニ這渚（藁縄ニテ製セルモノ）ヲ属シ、之ヲ称シテ鉄胴ト云フ

季節 九月下旬ヨリ三月下旬ニ至ル

- 一、 キサゴ貝採 船壹艘ニテ干潮ニ臨ミ深三尺位ニ至リ、左ノ器具ヲ沓人歩行ニテ使用シ、沓人乃至式人笊ヲ携ヘ、之レニ助力ス、キサゴハ肥料トナスモノ

- 一、 同 採具 船五尺形壹艘、器具ハ畧、三角形ニ製シ木ノ柄（長四尺五寸、廻リ三寸五分）ニロクロ（長式尺、巾壹寸、厚六分）并ニ蜘蛛手ヲ付ケ、之レニ鉄胴（長式尺壹寸、巾壹寸五分、厚三分）ヲ添ヘ、鉄胴ニ袋網（網目六十、丈ヶ沓尺五寸）ヲ付シテ、沓人ニテ使用ス、是ヲキサゴ搔太布ト云

季節 五月ヨリ六月マテヲ最良トス

〔中略〕

- 一、 烏賊曳網ハ居浦沖合ニ於テ漁ス

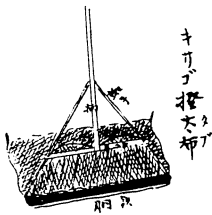
- 一、 旧慣ニヨリ地曳漁・建干漁及ヒ烏賊曳網并干潟採貝等ヲ除クノ外、諸漁トモ海面入会ニテ区別ナシ

〔後略〕

〔図5〕



〔図6〕



〔D-80〕



⑧ 上総国望陀郡 蔵波村〔現、袖ヶ浦市〕

〔前略〕

一、 蛸 採 潮干ニ於テ蛸採ト唱へ、鏡ノ少サキ午鉦ヲ以テ採貝
ス、季節 初冬ヨリ 晩春ニ至ル

一、 バカ貝採 干潮ノ際、バカ貝採ト称シ、老人歩行ニテ、左ノ器
械ヲ後去リシテ使用シ採貝ス、之ヲ貝類捲ト称ス

一、 同 採具 鉄製（目方壹貫二百目）胴ノ長尺五寸ナルニ櫛齒
（齒先五寸）アリ、其数貳拾本、柄アリ、又蜘蛛手ヲ附シ、蜘蛛手ノ先

ニ羽腰（藁繩ニテ製セシモノ）ヲ属シ、之ヲ称シテ鉄胴ト云

季節 九月下旬ヨリ三月下旬マテニ至ル

一、 羸子貝採 船壹艘ニテ干潮ニ臨ミ深三尺位ニ至リ、左ノ器械ヲ

老人歩行ニテ使用シ、老人乃至式人笈ヲ携へ、之レニ助力ス、羸子

ハ肥料トナスモノ

一、 同 採具 船五尺形壹艘、器具ハ畧、三角形ニ製シ木ノ柄（長

四尺五寸、廻三寸五分）ニロクロ（長二尺、巾壹寸、厚六分）并蜘蛛

手ヲ付ケ、之レニ鉄胴（長二尺壹寸、巾壹寸五分、厚三分）ヲ添へ、

鉄胴ニ袋網（網目六十、丈壹尺五寸）ヲ付シテ、老人ニテ使用ス、

是ヲ羸子搔太布ト云、

季節 五月ヨリ六月マテヲ最良トス

〔中略〕

一、 烏賊曳網ハ居浦沖合ニテ漁ス

一、 旧慣ニ依リ地曳漁・建干漁及烏賊曳網并ニ干潟採貝等ヲ除クノ外、
諸漁トモ海面入会ニシテ区分ナシ

〔後略〕

〔図 7〕

貝類採具略圖



〔D-80〕

⑨ 上総国望陀郡 奈良輪村〔現、袖ヶ浦市〕

〔前略〕

一、 蛸 採 潮干ニ於テ蛸捲トハ称シ、鉄ノチイサキ午鉦ヲ以テ

採貝ス、季節ハ初冬ヨリ晩春ニ至ル

一、 バカ貝採 干潮ノ際、バカ貝採トシ、老人歩行ニテ、左ノ器具

ヲ後ニ去リシテ使用シ採貝ス、之レヲ貝類捲ト称ス

一、 同 採具 鉄製（目方一貫目）胴ノ長サ尺五寸ナルニ櫛齒

（齒先五寸）アリ、其 数廿廿本、柄アリ、又蜘蛛手ヲ付シ、蜘蛛手ノ

先ニハ羽腰（藁繩ニテ製セルモノ）ヲ属シ、之ヲ称シテ鉄胴ト云フ

季節 九月下旬ヨリ三月下旬マデニ至ル

一、キサゴ貝採 船老艘ニテ干潮臨ミ深サ三尺位ニ至リ、左ノ器具ヲ老人歩行ニテ使用ス、老人乃至式人^(オシ)杖ヲ携ヘ、之ヲ助力ス、キサゴハ肥料トナスモノ

一、同 採具 船五尺形一艘、器具畧、三角形ニ製シ木ノ柄(長サ四尺五寸、周三寸)ロクロ(長式尺、巾巻寸、厚六分)并蜘蛛手(竹ニテ製ス)ヲ付ケ、之レニ鉄胴(長式尺巻寸、巾巻寸五分、厚三分)ヲ添ヘ、鉄胴ニ袋網(網目六十、丈ケ一尺五寸)ヲ付テ、老人ニテ使用ス、是ヲキサゴ搔タブト云、

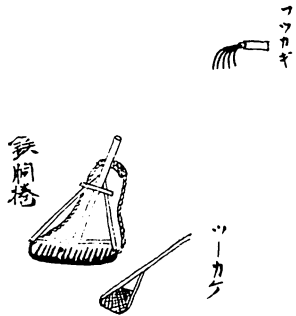
季節 五月ヨリ六月マデヲ最良トス

〔中略〕

一、烏賊曳網ハ居邨沖合ニテ漁ス
一、望潮魚縄漁ハ居浦沖合ニテ漁ス
一、旧慣依リ地曳漁・建干漁及ヒ烏賊曳網并干潟採貝等ヲ除クノ外、諸漁トモ海面入会ニテ区分ナシ

〔後略〕

〔図8〕



〔D-80〕

〔図9〕



⑩ 上総国望陀郡 中島村・牛込村〔現・木更津市〕

〔前略〕

地曳網、中島・牛込両村格別ニシテ、中島村ハ従来久津間村・畔戸村・瓜倉村・中島村四ヶ村入会浦ニシテ、東ハ牛込村、南ハ江川村境迄四ヶ村共有ノ地曳浦ニシテ、地方凡三千式百間、陸ヨリ沖合マテ凡千式百間、牛込村ハ東奈良輪村、西中島村境迄老村共有ノ地曳浦ニシテ、地方付凡千三百間、陸ヨリ沖合マテ凡千式百間、地曳網・採貝及ヒ烏賊曳等ハ、前記従来漁民ノ規則ニシテ其他漁場ノ区分ナシ

〔中略〕

旧慣ニヨリ地曳網・烏賊曳漁并干潟採貝等ヲ除クノ外ハ、諸漁トモ海面入会ニシテ区分ナシ

〔後略〕

〔D-80〕

〔図10〕



ツルビキ



ツルビキ

⑪ 上総国望陀郡 瓜倉村・畔戸村〔現、木更津市〕

〔前略〕

一、貝 卷 中島・瓜倉・畔戸・久津間四ヶ村入会浦ニテ、蜷・蛤
其他小貝類ヲ採貝スルヲ貝巻ト云フ

同巻具 如図、鉄ノ齒金ヲ作り、同竹ヲワリ曲テ網ヲ付、是ヲ
ツ、カケト唱へ、二人ニテ採貝スルヲ歩巻一組トス

季節 春・夏・秋・冬

〔中略〕

一、建干網漁ハ居村入会海面干潟ニテ漁業
一、貝巻・採貝等モ前ニ同シ

〔後略〕

〔「ツ、カケ」・「コシマキ」・「テマシクワ」の図が記載されているが、
不鮮明なため省略〕

〔D-80〕

⑫ 上総国望陀郡 久津間村・江川村・中里村〔現、木更津市〕

〔前略〕

一、蛤蜊採 潮干ニ於テ蛤蜊捲ト称、鉄製ノ耙ヲ腰ニ掛テ捲トル、
季節ヲ問ハス

〔中略〕

一、真珠 稀ニ貝中ヨリ出ル有ト雖モ、未得採方

〔中略〕

地曳漁及干潟採貝等ハ、久津間村ハ畔戸・瓜倉・中嶋村工従前入会採
魚ス、江川・中里村ハ吾妻・木更津・貝淵村工従前入会採漁ス、其他
漁場ノ区分ナシ

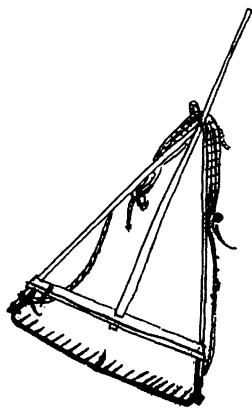
〔中略〕

一、旧慣ニ依リ地曳漁并ニ干潟採貝等ヲ除ク之外、諸漁トモ海面入会
ニシテ区分ナシ

〔後略〕

〔図11〕

蛤 捲 図



〔D-80〕

⑬ 上総国望陀郡 木更津村・吾妻村〔現、木更津市〕

〔前略〕

一、蛸採 潮干ニ於テ蛸搔・蛤捲ト唱ヘ、図ノ如ク鉄製ノ大小午
耙ヲ以テ、諸具共入

会瀬上ニテ捲取、但シ二人ヲ以テ壺組トス

一、採 具 鉄製ノ齒金ニテテ木ヲ附シ、藁製腰繩ヲ附シテ壺町壺
人掛リ

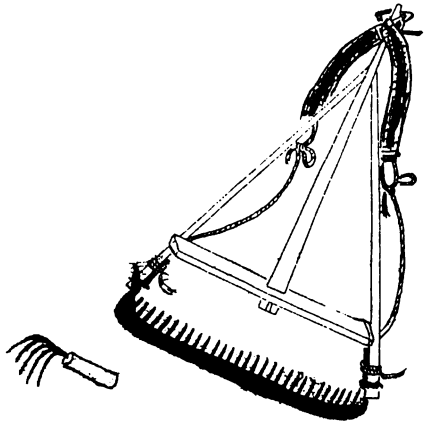
季 節 四季ヲ問ハス

〔中略〕

一、貝巻ハ貝瀨村・木更津村・吾妻村・中里村・江川村、従前入会瀬
上ニテ採業ス

〔後略〕

〔図12〕



〔D-80〕

⑭ 上総国望陀郡 桜井村・貝瀨村〔現、木更津市〕

〔前略〕

一、蛸採 潮ニテ蛸搔ト唱ヒ、鉄ノ少キ手把ヲ以テ採貝ス

一、季節 四季ヲ不問

業

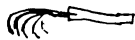
〔後略〕

〔図13〕

一、採貝ハ北江川村ヨリ南周准郡人見村ニ至リ、従前入会□□於テ採

〔D-80〕

蛸搔



⑮ 上総国周准郡 畑沢村・小浜村〔現、木更津市〕

〔前略〕

一、蛸採 潮干ニ於テ蛸搔ト唱ヒ、鉄ノ少キ午耙ヲ以採貝ス、季節
ハ四季ヲ不問

〔中略〕

一、真珠 稀ニ貝中ヨリ出ル有ト雖モ、未得採法

〔中略〕

一、旧慣ニヨリ地曳漁并干潟採貝等ヲ除ノ外、諸漁トモ海面入会ニシテ区分ナシ

〔後略〕

〔図14〕

〔D-80〕



⑩ 上総国周准郡 人見村・大和田村・坂田村〔現、君津市〕

〔前略〕

一、蜷採 干汐ニ於テ蜷搔ト唱、鉄ノ少キ午耙ヲ以テ、砂中ヨリ搔出シ採貝ス

季節 九月ヨリ翌年三月迄ヲ良トス

〔中略〕

一、真珠 稀ニ貝中ヨリ出ルコト有ト雖トモ、未得其採法

〔中略〕

一、旧慣ニヨリ地曳漁并干潟採貝等ヲ除ノ外、諸漁トモ海面入会ニシ

テ区分ナシ

〔後略〕

〔D-80〕

⑪ 上総国周准郡 大堀村・青木村〔現、富津市〕

〔前略〕

一、浅利貝 婦女子海浜ニ出テ採業ス、釣漁ノ餌或ハ食料トス

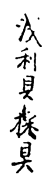
一、採具 マングワ

一、季節 四季採取スト雖モ、初夏ヨリ季秋多シ

〔後略〕

〔図15〕

〔D-80〕



⑫ 上総国周准郡 富津村〔現、富津市〕

〔前略〕

一、タヒラキ貝漁

漁法 漁舟一艘三、四人乗、漁場距離廿町内外、海深三、四尋ノ沖

迄出漁、夫一器ツ、所有シ、カキ取漁ス、季節冬ナリ

漁具 棹長十尋許、但桹木ヲシテ継木製、海ノ浅深ニヨリ伸縮ス、

先ニ鉄製ノ□手ヲ附ス

〔中略〕

- 一、貝類 前書タイラキ貝ノ外、蛤・蜆・海松貝・猿母貝等産スト雖モ多量ナラス、又方言ニ(バカ)ト云貝ノ産出スルトキハ最モ夥シト雖モ、年々産セス、十ヶ年ニ一産或ナシ

〔中略〕

- 一、甲虫 海老・蟹・辛螺類、手操網ニテ漁ス

〔中略〕

- 一、網操網(網)・藻打網、其他太鼓網・刺網・敲キ張網・丈ケ長網・コロバシ網・キス網・小網・手操網(網)・蛸(たこ)瓶(びん)漁・繩船・小釣漁・タヒラキ取等、総テ地付、藻付ノ漁ハ往古ヨリ他村浦ト一切入会セス、自浦限り漁業ス

〔後略〕

〔D-80〕

①9 上総国天羽郡 金谷村〔現、富津市〕

〔前略〕

- 一、海老・サ(イ)イ漁々法 イビ・サ(イ)イ網舟ハ壹艘ニ付、乗組漁夫三人、居村沖合陸地十町位、南北凡壹里半ノ場所ニ於テ、山様ヲ目的トシテ午後四時海底ニ沈スメ、網目ニ刺ス
- 一、同 漁具 網目式寸位、魚体網ヲ造、長二十間ヲ以テ壹反ト

ナシ、三十反ヲ以テ壹艘分トナシ

一、季節 冬・春

〔中略〕

- 一、貝漁々法 アマ人他より雇へ、小舟壹艘三人乗組、居村地先へ五、六丁漕出し、身体海底ニ沈メ漁ス
- 一、同 漁具 鉄製ニシテ長壹尺位ノノミヲ以テ業ス
- 一、同 季節 春・夏

〔後略〕

〔図16〕

〔D-80〕



②0 安房国平郡 元名村・本郷村〔現、安房郡鋸南町〕

〔前略〕

- 一、鮑(アサギ) 漁法 壹間五尺許ノ小船ニ海士ト唱ル漁夫三、四人乗組、暗礁深サ凡七、八尋以内ヲ沈没シ、鮑所在ヲ見テ、直チニ携(の)ヘシ(の)置、凡二類セル鉄製ノ器ヲ以漁獲シ、腰間ニ付着セル網袋ニ入置、凡壹分時より壹分半時間ヲ経テ水上ニ出レハ、直チニ元船ニテ小棹ヲ出シ、扶ケテ船ニ上ラシメ、暫時休息中火氣ヲ以其体ヲ温

保スルナリ

同 漁具 鉄製ニテ形チ工匠ノ鑿ニ類シテ刃ナリ、長サ壹尺、厚サ

式、三分、巾柄際凡式寸、漸々狭クシテ尖頭ニ至リ凡七、八分、

中央ニテ少シク屈曲ス

同 網袋 麻或ハ株欄（麻欄）巾壹尺、深式尺

同 漁場 自村海岸陸地ヲ距ル、凡三、四町内外

同 季節 四月ヨリ八月迄ノ間

同 数量 毎季壹艘ニ付、凡式千箇

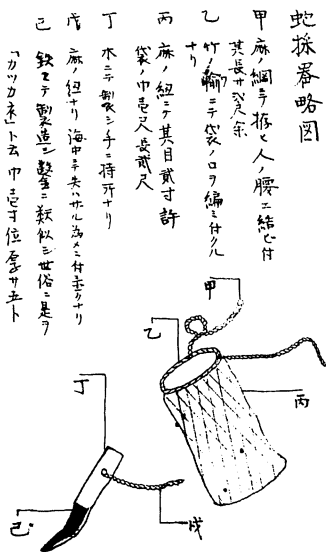
同 製法無之、生貝ニテ売買ス

〔後略〕

〔圖17〕

〔D-178〕

蛇採器略図



甲 麻ノ細キ拵々人ノ腰ニ結ビ付

其長サ八尺余

乙 竹ノ輪ニテ袋ノ口ヲ編ミ付クル

丙 麻ノ紐ニテ其目式寸許

袋ノ巾壹尺長貳尺

丁 木ニテ製シテ手持ナリ

戊 麻ノ紐ナリ海中ニテ其目式寸許ナリ

己 鉄ニテ製シテ其目式寸許ニ似テ世俗ニ是ヲ

「カツカネ」ト云 巾壹寸位長サ五寸

蛇採器略図

甲 麻ノ網ニテ拵ヒ、人ノ腰ニ結ビ付

其長サ式尺余

乙 竹ノ輪ニテ袋ノ口ヲ編ミ付クル

ナリ

丙 麻ノ紐ニテ其目式寸許

袋ノ巾壹尺、長式尺

丁 木ニテ製シテ手持所ナリ

戊 麻ノ紐ナリ、海中ニテ失ハザル為メニ付置クナリ

己 鉄ニテ製造シ鑿ニ類似シ、世俗ニ是ヲ

「カツカネ」ト云、巾壹寸位、厚サ五分

② 安房国平郡 多田良村・原岡村

〔二〇〇六年三月二十日から南房総市。旧安房郡富浦町〕

〔前略〕両郡合テ人家五百余戸ニシテ七、八分ハ往古ヨリ漁業ヲ以テ生活ス、旧幕府ノ頃ニハ村高ノ内、旧岡本村八十七石五斗、多々良村拾壹石式斗五升式合、海高ト称シ、漁民ヨリ納税ス、然ル処明治五年中旧木更津縣支配中、海高ヲ廢セラレ、漁業就中突棒漁ト唱ヒ（ツギギ）鮫・鮪等ノ突漁、鮫網ト唱ヒ（イシエ）雑小漁ノ網漁、小釣ト唱ヒ（コヅリ）鯖等ノ釣漁ヲ專業トス、七々目ト唱ヒ（シラメ）鮪漁業及び採鮑營業コレアリシニ、凡十ヶ年

来不漁ニシテ廃業ノ情態ニ至リ、繩船ト唱ヒ鯨・鮠・鰻・鱈等ノ網漁等、
近年興業ノ景況アリ〔後略〕

〔D-178〕

〔後略〕

〔D-126〕

② 安房国安房郡 洲崎村・川名村・伊戸村〔現、館山市〕

〔前略〕

一、鮑採 採法ハ長壺間四、五尺位ノ小船ニ海士ト唱ヒ、四、五

人位乗組、船ノ中央ニ火ヲ焚キ、陸地ヨリ凡式丁或ハ四、五丁

内外ノ処ニテ碇ヲ下シ、海底ヘ素裸ニテ陰茎ニスコシト唱ル物

ヲ掛ケ(スコシハ布ノ小切ニテ作りタルモノ)、カツカネ(鉄

製ノ具ナリ)ヲ以テ鮑ノ暗礁ニ着スルヲ刺シテ、其離ル、トキ

携帯シタル網囊(あみかぶろ)ニ入、海上ニ出テ呼吸ヲナス、最尠度潜入該物

多キトキハ四、五ヲ得ル、尤呼吸ノ強弱ニ依リ或ハ獲、或ハ獲

サルナリ

同 漁具 鉄製ノカツカネトテ少シク先ノ曲リ、厚ミ四分、巾

壹寸位ニ製シ、刺シテハガス具ナリ、又竹ノ環ニ網

ヲ附シテ囊トナシ、捕鮑是中ニ入ル、ナリ

同 季節 四、五月頃ヨリ六、七月頃迄ヲ専ラトス

同 漁場 自村限リトス

同 数量 年々不定、概シテ五千個

同 製造無之、生鮑ニテ販売ス

〔付記〕 本稿執筆にあたり、平野仁右衛門氏には貴重な史料の公表を

許可していただきました。また、千葉県史料研究財団には、

多大なるご協力をいただきました。末尾ながら記して謝意を

表します。